

松伏町社会を明るくする町民の集いを開催します

問合せ：福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、非行や犯罪のない明るいまちづくりを推進することを目的として開催されます。

集いでは、地域社会で善い行いをした青少年に対し、善行賞を授与します。

また、明るい家庭づくりや地域づくり、いじめ、非行防止、人権問題など、青少年健全育成をテーマに子どもたちが書いた標語・作文の発表と表彰を行います。皆さん、ぜひお越しください。

■日時/7月11日(土)午後1時30分～

■場所/田園ホール・エローラ(中央公民館)

■内容/①表彰…善行賞・標語及び作文の優秀作品

②発表…作文の優秀作品

③アトラクション…よさこいソーラン「おどる遊」、
松伏第二中学校吹奏楽部の演奏

■主催/松伏町青少年健全育成協議会



昨年の受賞者

福祉制度をご存じですか？～子どものしあわせのために～

問合せ：福祉健康課 子育て支援・児童福祉担当 ☎ 991-1876

障がい福祉担当 ☎ 991-1877

■児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象の方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限などがあります。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

平成27年4月分から手当の額が変更になりました。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	42,000円	41,990円～9,910円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

平成27年4月分から手当の額が変更になりました。

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	51,100円
2級(中度)	34,030円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、医療機関等にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から次の自己負担額を控除した額が支給されます。

〈支給対象者が市町村民税課税者の場合〉

①医療機関等ごと1人につき 通院 1,000円/月

②医療機関等ごと1人につき 入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

■母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

※今年度から、父子家庭のお子さんも対象になりました。

申請には、それぞれ必要な書類があります。これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。